

# 大阪府最低賃金

時間額 **964** 円

令和元年10月1日から

使用者も、労働者も必ずチェックしましょう！

最低賃金についてご不明の点がありましたら  
大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）  
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(2019(平成31)年度厚生労働省大阪労働局委託事業)

## 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内（無料相談窓口）

中小企業  
小規模事業者  
の皆様へ

あなたの事業所に専門家（社会保険労務士）を  
無料で派遣します。お気軽にご相談ください。

「働き方改革関連法への対応」や「人材確保のための労務改善」等に関する相談窓口を設けております。  
また、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談対応も行っております。

- ・専門家（社会保険労務士）が電話、来所、メール、企業訪問による相談支援を実施しています。
- ・長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現など働き方改革関連法の説明を致します。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、助成金の紹介等に対応しています。
- ・地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

◆受付：月・火・木・金曜日9:00～17:00 水曜日9:00～18:00 ※土日祝祭日を除く◆

住所：大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話：0120-068-116

(E-mail [hatarakikata@sr-osaka.jp](mailto:hatarakikata@sr-osaka.jp)) (HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>)

